

総務課（防災安全室・出納室） ・ 西置賜総務課

1 基本方針

- (1) 総合支庁の機能が発揮できるよう、全庁的な事務の調整、部内の連絡調整により円滑な業務推進に努める。
- (2) 県行政に対する県民の理解と協力を得るため、総合案内窓口の円滑な運営と広聴・広報活動の充実強化に努める。
- (3) 関係機関と連携強化し、有権者等の政治意識の高揚を図りながら、選挙事務の適切な管理執行に努める。
- (4) 県民生活の基盤となる安全の確保に向け、各種危機管理体制の整備強化を図りながら関係機関と連携し防火防災意識の高揚と危機管理対応力の強化を図る。
- (5) 交通安全、消費者行政、安全で安心なまちづくり、青少年健全育成等、地域に密着した行政を適切に推進し、県民福祉の向上に努める。
- (6) 職員の資質の向上と健康づくりに努める。
- (7) 会計事務の適正な執行に努める。

2 業務目標

- (1) 計画的な県政広報の推進
- (2) 各種広聴活動による県政への反映
- (3) 総合案内窓口による地域の声の積極的な把握
- (4) 旅券発給業務の適正な執行
- (5) 選挙事務の適正な管理執行
- (6) 県有財産等の適正な管理
- (7) 職場におけるメンタルヘルス対策の積極的な推進
- (8) 職員の健康増進と職務能力の向上の推進
- (9) 緊急事態等に対する危機管理体制の整備と消防・防災・保安対策の推進
- (10) 交通安全対策の推進
- (11) 消費者行政の推進
- (12) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進
- (13) 青少年健全育成対策の推進
- (14) 財務関係法令等に基づいた会計事務の適正な執行

3 事業計画（事業内容）

(1) 広報業務

県民の理解と協力による県政を推進するため、各種広報媒体の特性を生かした県政広報を計画的に実施し、県民に対して県政の方向や主要施策の内容について周知を図り、理解を深める。

- ① NCV「県民だより・うきたむ」・NCV文字放送の活用
- ② 県政広報テレビの活用

- ③ 置賜IPスタジオ（NHK）による地域情報の発信
- ④ 県政ラジオ（NHK）の放送
- ⑤ 置賜総合支庁ニュースの発行（毎月）
- ⑥ 県政広報誌「県民のあゆみ」の活用
- ⑦ フリーペーパー、メールマガジンの活用
- ⑧ ホームページの運営
- ⑨ 定例記者懇談会の開催
- ⑩ 1階ロビーの活用

（２）広聴業務

県民参加の県政を推進するため、各種広聴手段を有効に活用して県民の意向を的確に把握し、これを県政に反映させる。

- ① 知事のほのぼの訪問の開催
- ② 県政ご意見箱の設置（本庁舎、西庁舎ロビー）

（３）県民相談業務

住民からの相談や苦情等を受け付け、県行政の広報、情報公開、各種情報提供の業務を行う「総合案内窓口」を設置し、地域の声を的確に把握する。

（４）旅券発給業務

旅券発給の申請窓口を本庁舎及び西庁舎に設置し、旅券発給業務を行う。

（５）選挙事務の適正な管理執行

山形県知事選挙に係る事務を適正に進めるほか、管内市町で執行される各種選挙について適正に行われるよう助言を行う。

（６）県有財産管理

① 行政財産

平成24年3月31日現在

名 称	建物延面積 (㎡)	土 地 (㎡)	備 考
置賜総合支庁本庁舎	9,281.91	19,835.75	
置賜総合支庁西庁舎	12,499.32	27,846.45	
置賜保健所	2,202.54	3,956.39	
農業技術普及課	665.77	3,305.00	
家畜保健衛生課	591.54	2,797.83	
産地研究室	1,407.18	13,049.59	
置賜文化ホール	4,321.46	33,876.02	
源流の森	2,141.35	1,589,896.15	
動物管理センター	123.76	1,000.37	
計	33,234.83	1,695,563.55	

② 普通財産（公舎）

平成24年3月31日現在

所管	公 舎 名	所 在	区 分	戸 数
本庁舎	米沢第1号公舎	米沢市金池8-4-25	公 舎	1
	米沢第3号職員アパート	米沢市城西3-9-16	世帯用	12
	米沢第5号職員アパート	米沢市春日2-10-35	単身用	21
	米沢第6号職員アパート	米沢市大字塩野2753番地-1	独身用	24
	米沢第7号職員アパート	米沢市大字塩野2754番地	独身用	23
	米沢第8号職員アパート	米沢市大字塩野2754番地	世帯用	16
	米沢第9号職員アパートA	米沢市金池7-9-14	独身用	8
	米沢第9号職員アパートB	米沢市金池7-9-30	独身用	8
	米沢第9号職員アパートC	米沢市金池7-9-32	世帯用	4
	米沢第9号職員アパートD	米沢市金池7-9-33	世帯用	4
	本 庁 舎 計			

所管	公 舎 名	所 在	区 分	戸 数
西庁舎	長井第4号職員アパート	長井市成田3096-2	世帯用	16
	長井第5号職員アパート	長井市神明町4-17	単身用	32
	小国第3号職員アパート	小国町大字小国小坂町426-37	世帯用	3
	小国第3号職員アパート	小国町大字小国小坂町426-37	単身用	9
西 庁 舎 計				60
総 合 支 庁 合 計				181

③ 県有自動車

平成24年3月31日現在

所属	乗用自動車 (小型・普通)	貨物自動車 (小型・普通)	特殊自動車 (普通・大型)	軽自動車	合 計
総務企画部	7	7	0	2	16
保健福祉環境部	8	12	1	4	25
産業経済部	10	40	0	4	54
建設部	16	18	158	0	192
計	41	77	159	10	287

(7) 職員の健康管理

職員の健康管理及び救急処置のため専任の看護師1名を配置し、産業医や各関係機関と連携を取りながら活動する。

また、メンタルヘルスコーディネーターを配置し、職場復帰（復職）支援やメンタルヘルスの予防などの取り組みを積極的に推進する。

- ① 健康診断及び検査（定期健康診断、生活習慣病健康診断、人間ドック 等）
- ② 健康相談（健康診断結果説明会、移動健康相談 等）
- ③ 保健指導事業（所見別保健指導事業、健康づくり推進事業 等）
- ④ 健康教育・啓発（健康教室、メンタルヘルス推進事業、VDTガイドライン啓発事業 等）

- ⑤ 衛生管理対策（衛生委員会 等）

（８）健康増進事業

置賜地区に勤務する職員の健康増進と職務能力の向上に資するため、以下の事業を実施する。

- ① 健康推進事業
- ② 文化教養事業

（９）防災安全業務

- ① 危機管理対策

ア 緊急事態に迅速かつ的確に対応するための危機管理体制を強化するとともに、関係機関との連携による安全・安心な防災体制を充実・強化する。

イ 東日本大震災に伴う避難者に対し、管内市町と連携しながら支援対策、情報提供を行う。

ウ 高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生、並びにクマの市街地出没に伴う対応について、関係機関と協議・調整を行うとともに、各種の訓練を適宜実施する。

- ② 防災対策

ア 大規模災害発生時の応急対策を迅速かつ円滑に行うために策定している「おきたまファーストアクション」に基づき、初動体制の強化と災害対応能力の向上を図るため、図上防災訓練及び支部設置訓練等を実施する。

イ 自主防災組織の育成及び活動の活性化を図るための自主防災組織推進セミナー等を開催するとともに、住民の防災意識を高めるための普及啓発を行う。

ウ 山形県地域防災計画の見直し等を踏まえ、各市町地域防災計画の見直し等に対して指導・助言を行う。

- ③ 消防対策

ア 山形県消防協会各支部（東南置賜・西置賜）と連携しながら、防火思想の普及啓発を図り、火災予防に努める。

イ 各市町等が実施する消防演習や消防操法大会等へ参画し、防災意識の向上を図る。

- ④ 保安対策

ア 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類及び武器等の製造販売等に係る許可等並びに電気工事業に係る届出受理の事務を適正に執行する。

イ 事業者に対する保安検査及び立入検査等を実施し、事故防止を図る。

ウ 事業者等に対し、安全確保及び安全管理に関する指導を行う。

- ⑤ 国民保護対策

ア 山形県国民保護計画に基づく総合支庁活動マニュアルの充実を図る。

イ 各市町の国民保護計画に基づく各種マニュアルの整備に向けた協力・支援等を行う。

（１０）交通安全対策の推進

置賜地区交通安全対策協議会等を推進母体として、交通安全対策の総合的な推進を図るとともに、管内市町、関係機関・団体と連携を密にしながら、交通安全県民運動等を積極的に展開し、啓発を図る。

(11) 消費者行政の推進

置賜消費生活センターにおいて消費生活相談を実施するとともに、消費生活啓発員を配置し、出前講座等を積極的に実施することにより、置賜消費生活センターの認知度を高め、被害の解決及び未然防止に努める。

(12) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

管内市町、関係機関・団体等との情報・意見交換、県民の防犯意識の高揚を図るための広報・啓発や情報提供を行い、安全で安心なまちづくりの総合的な推進を図る。

(13) 青少年健全育成対策の推進

「山形県青少年健全育成基本計画」を指針とし、管内市町、関係機関・団体、県民との連携を密にしながら、青少年健全育成対策の総合的かつ積極的な展開を図る。

(14) 出納事務

置賜総合支庁における出納事務は、総務課出納室及び西置賜総務課において、次の業務を担当している。

① 支出負担行為の審査及び支払い事務

財務会計の処理にあたり、財務関係法令等に基づき適正に処理するとともに、積極的な事務改善の検討、経費執行の合理性、効率性の観点からも審査し、指導していくこととする。

② 管内公所会計事務研修会

会計事務担当者に対し、諸規定の改正等にも的確に対応し、財務会計事務処理上留意すべき事項の指導助言・疑問点等の討議により会計担当者の資質の向上を図る。(10月下旬開催予定)

③ 会計事務の指導及び検査

会計事務の適正な執行を期するため、平成24年度の会計事務指導及び検査の基本方針に基づき、会計局が定める重点事項を中心に、会計局とともに指導及び検査を実施する。指導及び検査の対象は前年度及び現年度(検査実施日の属する月の前月末現在)の会計事務全般について行う。

④ 物品等競争入札参加資格審査申請書の受付及び審査

競争入札参加資格者名簿の平成25・26年度の登載に係る追加申請の受付及び審査を行う。
(受付期間：平成24年11月～平成25年1月)

⑤ 物品電子調達システムの利用登録申請の受付

総合支庁における物品電子調達システムの利用登録申請の受付を行う。(随時)

税務課・西置賜税務課

1 基本方針

(1) 信頼される税務行政と綱紀の保持

税務行政の執行にあたっては、県民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、関係法令や服務規律を厳守することはもちろん、県民に対しては、誠意を持って、わかりやすく丁寧に対応するとともに、税務情報等の取扱いに万全を期する。

また、県民の税に対する理解と認識を深めるため、税務広報の充実に努める。

(2) 税務調査の充実と課税事務の適正な執行

公平・公正な課税のため、課税資料の収集や税務調査の計画的・効率的な実施により、課税客体の完全捕捉と課税標準の的確な把握に努め、課税事務の適正な執行と納税秩序の確立に万全を期する。

(3) 滞納整理の推進

財源確保と納税秩序の確立を図るため、課税や収納管理部門との緊密な連携を図りながら、滞納発生の初期の段階で集中的な滞納整理を行うことにより、滞納件数を圧縮するとともに、進行管理を徹底して滞納整理を効果的に進めていく。

(4) 税務事務の効率化と組織の活性化

専門化し複雑化する税務事務を効率的かつ効果的に執行するため、税務職員一人ひとりが英知を結集し、事務処理の改善・効率化を一層推進するとともに、管理・監督にある職員を中心に、明るく働きやすい職場づくりに努め、職員が互いに協力し合いながら、組織内連携と組織の活性化に努める。

2 業務目標

- (1) 税収見込み額の的確な把握
- (2) 国及び市町との連携強化
- (3) 税務広報の推進
- (4) 租税教育の推進
- (5) 税務職員研修の充実
- (6) 市町と連携した個人住民税の徴収強化
- (7) 納税者に対する接遇と説明責任の徹底
- (8) 課税客体捕捉の徹底と適正迅速な課税
- (9) 早期着手・早期整理による確実な徴収
- (10) 不良債権の早期整理

3 事業内容

平成23年度 県税調定収入状況（24年3月末現在）

（単位：百万円、％）

税目	県 全 体				置 賜 総 合 支 庁			
	調定額	調定伸長率	収入済額	収入率	調定額	調定伸長率	収入済額	収入率
		23年度		23年度		23年度		23年度
個人県民税	30,686	99.2	23,703	77.2	5,397	100.2	4,093	75.8
法人県民税	4,208	107.6	4,191	98.2	722	143.4	727	97.5
* 県民税利子割	567	81.5	567	99.9				
個人事業税	797	95.8	786	98.5	129	98.8	127	97.9
法人事業税	11,413	99.8	11,559	98.9	1,727	130.6	1,788	97.9
* 地方消費税	11,424	95.6	11,424	100.0				
不動産取得税	1,728	78.6	1,688	97.7	262	64.9	250	95.6
* 県たばこ税	2,394	116.1	2,214	92.5				
ゴルフ場利用税	135	89.8	134	99.2	13	92.9	13	100.0
* 自動車取得税	1,665	92.9	1,613	96.8				
軽油引取税	10,448	99.7	8,597	82.3	436	96.7	370	84.8
自動車税	16,591	99.1	16,493	99.4	2,867	99.3	2,849	99.4
鉦区税	5	93.3	5	100.0	1	95.9	1	100.0
狩猟税	28	92.9	28	100.0	9	93.9	9	100.0
産業廃棄物税	202	127.4	202	100.0	81	120.4	81	100.0
旧法による税	1	皆増	1	64.5	1	皆増	1	100.0
現年分計	92,292	98.8	83,204	89.8	11,645	104.2	10,309	87.5
うち*の税目を除く	76,243	101.6	67,386	88.3				
滞納繰越分計	2,618	102.1	465	17.7	450	107.5	83	18.4
合計	94,910	98.9	83,669	87.8	12,095	104.3	10,391	84.9

※ 計及び率は、四捨五入して算出しているため端数が合致しない場合がある。

地域振興課

1 基本方針

- (1) 第3次山形県総合発展計画の着実な推進に努める。
- (2) 置賜地域内の重要施策の具現化・進展について支援に努める。
- (3) 市町と県及び市町同士の連携等の促進や管内市町の行財政運営の適正化などを図り、市町が直面する地域課題の解決に向けて積極的かつ効果的な支援に努める。
- (4) 総合支庁の事業が適正かつ効果的・効率的に実施できるよう予算の総合調整に努める。
- (5) NPO法人の適正運営の支援、協働のまちづくりの推進、文化振興、地域公共交通対策、若者定着対策など地域に密着した行政を適切に推進し、県民福祉の向上に努める。

2 業務目標

- (1) 第3次山形県総合発展計画の推進
- (2) 置賜地域内の重要施策に対する支援
- (3) 管内市町と県及び市町同士の連携等の促進
- (4) 管内市町の行財政運営適正化の推進
- (5) 総合支庁予算の総合調整の推進
- (6) 適切な議会对応の推進
- (7) NPO法人の適正な運営の支援
- (8) 協働のまちづくりの推進
- (9) 文化の振興
- (10) 地域公共交通対策の推進
- (11) 若者定着対策の推進

3 事業計画（事業内容）

(1) 第3次山形県総合発展計画の推進と進行管理

第3次山形県総合発展計画を指針として、足腰の強い産業群の形成や安心して生きがいを持って生活することができる地域の形成などを目指し、魅力と活力にあふれる地域づくりを推進していく。

また、効率的かつ円滑に事業を実施するため、部局運営プログラムを策定し、逐次検証・見直しを行いながら取組を推進するとともに、新たな次期短期アクションプランの策定作業を進める。

(2) 置賜地域内の重要施策に対する支援

管内市町の重要事業や「国の施策等に対する提案」のうち置賜地域に関連する施策等の具現化・進展のため、管内市町、置賜広域行政事務組合、置賜総合開発協議会等関係団体との連絡調整を図るなど、支援に努める。

(3) 市町と県及び市町同士の連携等の推進

国が進める地域主権改革の動き等を踏まえながら、基礎自治体である市町の行政機能の強化・高度化を実現するため、市町の域を越えた多様な広域・共同事業の推進に対し助言や支援を行うとともに、市町の個別課題の解決に向けてプロジェクトチームを設置して総合的にサポートする。

(4) 管内市町の行財政運営適正化の推進

組織体制の整備、広域行政の検討、行財政改革の徹底等による行財政運営の効率化・簡素化の推進などについて助言等を行い、管内市町の適正な行財政運営の推進を図る。

(5) 総合支庁予算の総合調整の推進

総合支庁の事業について、市町のニーズや地域の実情を適切に反映すると共に、効果的・効率的に実施できるよう予算の調整を進める。

(6) 適切な議会对応の実施

地域議員協議会をはじめとする県議会の活動について、適切で円滑な対応を行う。

(7) NPO法人の適正な運営の支援

NPO法人に対して、法に基づき適正な運営がなされるよう指導・助言を行うとともに、県民に対し、NPO法人に関する正しい知識の普及を図る。

(8) 協働のまちづくりの推進

置賜地域のNPOや地域活動団体のゆるやかなネットワークづくりと相互連携を目指して、平成22年5月に設立された中間支援組織「おきたまネットワークサポートセンター」と協働し、様々な地域課題を解決していくための環境整備を図る。

(9) 文化の振興

地域住民の文化活動の支援やこれからの地域文化を担う人材を育成することにより、置賜地域の文化の振興を図る。

ア 置賜文化ホールの管理運営等（ホール管理運営・ホール自主事業に対する支援）

イ 置賜文化フォーラムの運営・事業の展開（置賜こども芸術祭・住民提案事業への支援など）

ウ 置賜地域の歴史、文化、産業、観光等の地域資源情報の発掘、情報発信

(10) 地域公共交通対策の推進

置賜地域の公共交通の重要な役割を担うフラワー長井線について、山形鉄道(株)の経営改善に向け指導助言を行うとともに、運行を支援し、その活性化を図る。また、乗合バス、デマンド型交通システム等生活交通路線の確保対策等について協議・調整を行う。

(11) 若者定着対策の推進

若者の地域活動を行う場を確保し、若者の能力の開発、活動の情報発信を行うなど、若者の活動をサポートする仕組みを構築する。